

- (注1) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に提出する配置予定技術者と異なる、入札時に提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一年度あたり一表彰を限度として加点し、配点を超えることはできない。
配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が2千3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が2千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
- (注5) 建築設備工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・土木設備工事・下水道設備工事・水道設備工事・さく井工事・交通安全施設工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注12) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
- (注13) 同種工事の高圧受変電設備設置工とは、高圧受変電設備の新設、更新又は部品取替等の修繕・工事の実績とする。